



進む「次世代の学校・地域」創生

＝ 大きな改正を含んだ五つの法律案を審議 ＝

平成27年12月にとりまとめられた中央教育審議会の三つの答申を受けて、「次世代の学校・地域創生プラン」が策定され、平成28年度より様々な検討が進められてきています。

その中の施策の一つとして、学校の指導・運営体制の充実や学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を推進するため、五つの法律等に関し一部を改正する法律案が提出され、閣議決定されました。特に教職員の定数に係る義務標準法の見直しは16年ぶりのことであり、各法律案の主な概要については裏面のとおりとなっています。

また、学校運営協議会の役割の見直しや「地域学校協働活動」の実施体制の整備等に向けた社会教育法の改正、そして事務職員に関しても3つの法律（義務標準法、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律）で、大きな改正点が示されています。

現在国会で審議中ですが、今後の動向が注目されるところです。



学校納入金取扱いの標準化に向けて

昨年10月19日（水）に開催された、平成28年度第1回「八戸市学校事務共同実施推進協議会」では、「学校納入金取扱いガイドライン（試行）」について協議を行いました。要綱やガイドラインを定める意義について再度確認した後、各委員からは学校の実情をふまえた多くの意見が出されました。

また、岩手県の「県が所管する学校における徴収金」に関する監査結果についても説明があり、「公費」「私費」の在り方も含め、課題となる部分が見えてくるものとなりました。この取扱い要綱等に従って運用した場合、書類作成などの部分で負担は増えますが、市内全体で取扱いが標準化され、最終的には負担が軽減されていくのではないかと考えられています。



八戸市は平成29年1月に中核市へ移行しました。いよいよ「学校納入金取扱いの標準化」に向け、本格的な取組が始まろうとしています。

育児休業・介護休暇制度等が改正されました！

改正内容の概要の一部です。
それぞれに細かな決まりがあります。

育児休業・育児短時間勤務・部分休業・早出遅出勤務の対象となる「子」及び家族等の看護に係る職務専念義務免除の「家族等」に、

- ・特別養子縁組の監護期間中の子
- ・養子縁組里親として職員に委託されている子
- ・養育里親としての職員に委託されている子

が含まれました。



深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求の対象となる「子」に

- ・特別養子縁組の監護期間中の子
 - ・養子縁組里親として職員に委託されている子
- が含まれました。

介護時間が新設されました。

- ・連続する3年の範囲内（介護休暇の指定期間と重複する期間を除く。）において、一日につき2時間を超えない範囲で取得可能です。（無給）
- ※介護時間に係る休暇簿により事前に承認の願い出が必要です。

介護休暇を分割して取得できるようになりました。最大3回まで、かつ通算して6月を超えない範囲で指定できます。

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための
 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の
 一部を改正する法律案の概要

趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- ・ 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- ・ 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- ・ 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

概 要

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

学校の指導・運営体制の充実

- ・ 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設
 （児童生徒13人に1人）
- ・ 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設
 （児童生徒18人に1人）
- ・ 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）
- ・ 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設（学校の児童生徒数に応じて算定）
- ・ 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

学校の運営の改善

- ・ 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等
 （学校教育法等の一部改正）
- ・ 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化
 （地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- ・ 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し
 （地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- ・ 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（社会教育法の一部改正）

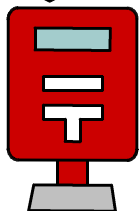
施行期日

平成29年4月1日 ※日切れ扱い

（日切れ扱い法案とは、年度末までに成立しないと国民生活に影響を及ぼす恐れのある法案のこと。他の法案よりも優先的に審議が行われる。）



郵便料金が
変わります！



6月1日より郵便料金が一部改定される予定です。主な改定は下記のとおりです。

第二種郵便物	定形外郵便物(規格：長辺34cm、短辺25cm、厚さ3cm以内及び重量1kg以内)			
	重 量	現 行	規格内	規格外
通常葉書：52円 ⇒ 62円 往復葉書：104円 ⇒ 124円 (詳細については「日本郵便郵便料金等の改定」で検索すると一覧が出せます。)	～50gまで	120円	120円	200円
	50g超100gまで	140円	140円	220円
	100g超150gまで	205円	205円	290円
	150g超250gまで	250円	250円	340円
	250g超500gまで	400円	380円	500円
	500g超1kgまで	600円	570円	700円